

資格の種類

福祉関係の資格にも、国家資格、公的資格、民間資格など様々なものがあります。

施設・事業所の種類や職種によっては必ず資格が必要な場合もありますが、資格が必須条件ではない場合もあります。ご自身が希望する分野や職種の採用状況を十分に確認した上で、資格の取得を検討してください。

なお、資格試験を受験したり、養成研修を受講する場合は、受験・受講資格等について、必ず実施機関にご確認ください。

国家資格

法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格です。試験等により、個人の知識や技術が一定の水準以上に達していることを国によって認定されます。取得は困難ですが、国から職業的な地位を保障され、社会的な信用度も高い資格です。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、保育士、栄養士・管理栄養士、看護師、保健師などがあります。

公的資格

国家資格と民間資格の中間に位置付けられ、民間団体や公益法人が実施し官庁や大臣が認定する資格です。民間団体の主催ですが、信用度や知名度の高い資格が数多くあります。資格を取得することで公的に通用し、一定レベルの能力があることを保証することができます。

介護職員初任者研修・実務者研修、介護支援専門員(ケアマネジャー)、手話通訳士、点字技能検定、福祉住環境コーディネーターなどがあります。

民間資格

民間団体や企業が、独自の審査基準を設けて任意で認定する資格です。国家資格や公的資格と同様に知識や技能があるものとして広く認知されている資格もある一方、法律によって制度化されていないので、資格の有効度などの言葉を巧みに利用した商法も数多く存在するので注意が必要です。

サービス介助士(ケアフィッター)、手話技能検定、介護予防運動スペシャリスト、医療福祉環境アドバイザー、臨床心理士、医療事務、介護事務管理士などがあります。

任用資格とは…… 公務員として採用された後で、特定の業務に任用されるときに必要となる資格です。任用されて初めてその資格を名乗ることができます。

社会福祉主事、児童福祉司などがあります。

※資格や学校につきましては、移行期のものもあります。

試験日や試験内容等詳細につきましては、各ページの問合せ先までご確認ください。